

平成20年度

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業

NEDO技術開発機構指定の住宅・建築物高効率エネルギーシステム

(住宅に係るもの)

補正予算成立に伴う追加公募での対象システム

平成20年11月

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
(NEDO技術開発機構)

1. はじめに

本書は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO技術開発機構」という。）が住宅・建築物高効率エネルギーシステム（以下「当該システム」という。）を公募し、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）（以下「補助事業」という。）の対象となり得る当該システムを指定システムとして掲載したものである。

2. 本書の使用方法

(1) 補助事業申込者は、本書掲載の当該システムの中から1戸の住宅に対して1当該システムを選び、NEDO技術開発機構が定めた書式（公募要領）にて申込みを行う。

(注1) 補助事業申込者は、1戸の住宅につき1件の申込みに限る。もし、1戸の住宅につき複数の申込みを行った場合は、そのすべての申込みを無効とする。

(注2) 補助事業申込者は、当該システムを導入しようとする住宅がシステム提案概要に記載の想定住宅（地域、新築／既築 等）に相当していることを確認の上、申し込むこと。相当しない場合は補助事業の対象外とする。

(注3) 申込み後のシステム変更は不可であるためシステム選定時に十分に注意すること

(2) システム提案概要のNoは、次を表す。

No	システム番号—モデル区分—新築、増・改築、既築の別—種類数—システム内容
----	--------------------------------------

(例) No009。新築の住宅に、ダクト式HPセントラル空調＋給湯＋省エネ換気（モデル区分—A1）の3種類（空調、給湯、省エネ換気）で構成された当該システムは、

No	009—A1—新—3—(空)(給) 発、その他(省エネ換気)となる。
----	------------------------------------

なお、発は太陽光等発電を意味する。

- (3) 本書には、NEDO技術開発機構が指定した当該システムをモデル区分のA1からE5の順に大別し、記載してある。
- (4) 明らかに公募要件を満たしていない補助事業の申込みは、受付しない（審査にかけない）ことがある。
（受付しない例）
- ① 複数の当該システム（システム提案概要を複数葉）を、1戸の住宅に導入しようとするもの。
 - ② 1件（1葉）の当該システムの一部、又は複数件（複数葉）の当該システムの部分取りなどで構成し、それを当該システムとして導入しようとするもの。
 - ③ 明らかに省エネルギー率が不足するもの。指定された当該システムの中には、住宅規模や地域区分等のバリエーションを包括するものがあり、このシステムを個別の住宅に導入する場合、算出される省エネルギー率が明らかに公募要件（新・増・改築は25%程度以上、既築は25%程度以上）を満たさない場合もあるので注意のこと。

3. 留意事項

- (1) 本書に掲載のシステム提案概要はすべて、公募により提案されたものの中から、NEDO技術開発機構が補助事業の対象となり得る当該システムを指定したものであり、当該システム導入に係る予約者と提案者との契約、施工、機器等の品質、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等をNEDO技術開発機構が保証するものではない。特に寒冷地におけるHP機器については、外気温等によりその性能が十分に発揮されない場合があるので、注意すること。
- (2) 本書に記載してあるシステムには、全て省エネナビの設置が必須である。
- (3) 本書に掲載の当該システムを住宅に導入するにあたり、万一知的財産権（特許権、実用新案権等）の侵害等による紛争が起きてもNEDO技術開発機構は関与しない。

4. その他

本書に掲載の当該システムの詳細等に関する問い合わせについては、各システムの提案者（各提案概要の左下に記載）に直接連絡をすること。

住宅所在地地域区分

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年 3 月告示）による地域区分

地域区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IV	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県
1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。	
青森県	十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
岩手県	久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。	
北海道	函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町
宮城県	栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鷲沢町、旧花山村に限る。）
山形県	米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県	会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村
栃木県	日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）
群馬県	沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）
新潟県	十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町
山梨県	富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）
長野県	長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
岐阜県	高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、III地域に区分されるものとする。	
青森県	青森市（旧青森市に限る。）、深浦町
岩手県	宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村
茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町
群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）
東京都	奥多摩町
富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町
石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）
福井県	大野市（旧和泉村に限る。）
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、芦川村、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関釜町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）
広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土理町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
高知県	いの町（旧本川村に限る。）

4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、上河内町、河内町、西方町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、荒川町、神林村、山北町、粟島浦村

長野県 清内路村、大鹿村

宮崎県 都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

鹿児島県 大口市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、菱刈町、湧水町

5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市（旧波崎町に限る。）

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）

三重県 尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市（旧下関市に限る。）

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町

高知県 高知市（旧高知市に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、春野町、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）

福岡県 福岡市：博多区、中央区、南区、城南区

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、平成18年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

住宅・建築物高効率エネルギーシステムモデル区分（住宅に係るもの）

大分類	中分類	小分類	区分
空調＋給湯	ヒートポンプ冷暖房	ダクト式HPセントラル空調	A 1
		冷温水式HPセントラル空調	A 4
		HPマルチエアコン・個別エアコン	A 1 0
		その他（セントラル空調と個別空調の組み合わせ、HPマルチエアコン・個別エアコンとHP式給湯器の床暖房の組み合わせ、等）	A 1 4
	ガス・石油暖房	ガス・石油温水暖房（HPマルチエアコン・個別空調とガス・石油給湯器の床暖房の組み合わせを含む）	A 1 5
		その他（温風暖房・燃料電池・コージェネ等）	A 2 2
	太陽熱等利用暖房	主に太陽熱を利用	A 2 7
太陽熱＋その他自然エネルギー		A 2 8	
断熱リフォーム	機器を含まない断熱リフォーム	断熱改修だけの組み合わせによるもの（壁、窓ガラス、窓サッシ、ドア、床、屋根又は天井、のうち2つ以上の組み合わせでシステム申請を必要としないもの）	D 1
	機器を含む断熱リフォーム（システム申請が必要）	断熱改修部位（1部位以上）＋空調	D 2
		断熱改修部位（1部位以上）＋空調＋給湯	D 3
		断熱改修部位（2部位以上）＋機器（空調以外）等	D 4
太陽光発電等	太陽光発電＋空調		E 1
	太陽光発電＋給湯		E 2
	今回の補正予算成立に伴う追加公募では補助の対象外		
	太陽光発電＋断熱リフォーム		E 4
	その他	太陽光発電以外の発電との組み合わせ	E 5

目 次		
A1	1
A4	14
A10	52
A14	164
A15	198
A22	217
A27	227
A28	247
D2	254
D3	282
D4	359

注)

・NEDO技術開発機構は、システム公募により提案されたシステムを、すべて上記のモデル区分に従って分類する。

・新築、増築及び改築に於ける省エネ換気設備、照明、断熱部材を含むシステムについては、これらの機器を付加価値機器として位置づけ、上記区分（A1～E5）のいずれかに属するものとする。

（例）

HP個別エアコン＋給湯＋省エネ換気設備＋照明のシステムはヒートポンプ冷暖房システム「A10」とする。

HP個別エアコン＋HP給湯＋床暖房（HP給湯器からの温水供給）のシステムはヒートポンプ冷暖房システム

「A14」とする。

HP個別エアコン＋ガス石油給湯＋床暖房（ガス石油給湯器からの温水供給）のシステムはガス石油暖房

「A15」とする。

・省エネ換気設備、照明、断熱部材はシステム構成の一部として補助事業の対象とする。

・太陽光発電等の発電システムについては、すべてE1～E5の区分に分類する。例えば、太陽光発電＋HP空調＋給湯のシステムは「E3」とする。

・断熱リフォームの基本的な対象は、改修する部位である【外壁または壁】、【窓ガラス】、【窓サッシ】、【ドア】、【床】、【天井または屋根】を次世代省エネ基準に断熱改修する、及び【空調機器の導入】のうち2つ以上を組み合わせるものとする。

・断熱リフォームで太陽光発電を含む場合は、「E4」とする。例えば太陽光発電＋断熱リフォーム＋給湯のシステムは「E4」とする。

・断熱リフォームで機器を含む場合はすべてシステム申請が必要で「D2」「D3」「D4」に分類される。

・断熱改修だけの組み合わせである「D1」以外はすべて住宅用「省エネナビ」システムの導入を必須とする。

(参考) システム区分ごとの高効率省エネルギー機器の組合せ例 (A区分)

大分類:空調+給湯

中分類:ヒートポンプ冷暖房

小分類:ダクト式HPセントラル空調

モデル区分	高効率省エネルギー機器			付加価値機器
	空調	給湯	発電	
A1	ヒートポンプ式セントラル空調 	ヒートポンプ式 		・省エネ換気設備 ・照明 ・断熱強化仕様の断熱部材
	ヒートポンプ式セントラル空調 	潜熱回収型 		

小分類:冷温水式HPセントラル空調

A4	温水床暖房(ヒートポンプ式) 	ヒートポンプ式 	・省エネ換気設備 ・照明 ・断熱強化仕様の断熱部材 (新築・増改築の場合に限る) ※)温水床暖房、もしくは温水パネル等の放熱器
	地中熱ヒートポンプ冷暖房 	ヒートポンプ式 	
	温水床暖房 	ヒートポンプ式 	

小分類:HPマルチエアコン・個別エアコン

A10	ヒートポンプ式エアコン(個別・マルチ) 	ヒートポンプ式 	・省エネ換気設備 ・照明 ・断熱強化仕様の断熱部材 (新築・増改築の場合に限る)
	ヒートポンプ式エアコン(個別・マルチ) 	潜熱回収型 	

小分類:その他

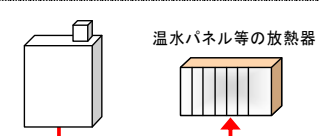
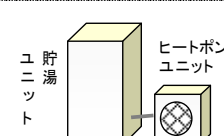
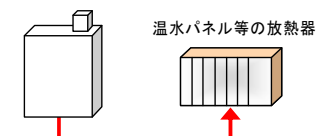
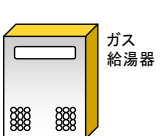
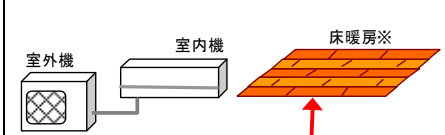
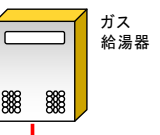
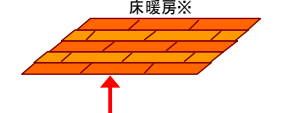
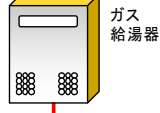
モデル区分	高効率省エネルギー機器			付加価値機器
	空調	給湯	発電	
A14	ヒートポンプ式エアコン(個別・マルチ)+ 温水床暖房(ヒートポンプ式) 	ヒートポンプ式 	・省エネ換気設備 ・照明 ・断熱強化仕様の断熱部材 (新築・増改築の場合に限る) ※)温水床暖房、もしくは温水パネル等の放熱器	
	ヒートポンプ式エアコン(個別・マルチ)+ 温水床暖房(ヒートポンプ式) 	ヒートポンプ式 		

(参考) システム区分ごとの高効率省エネルギー機器の組合せ例 (A区分)

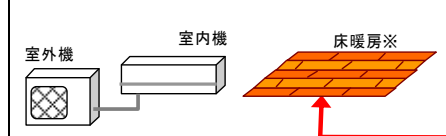
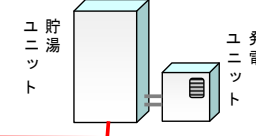
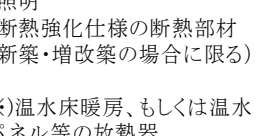
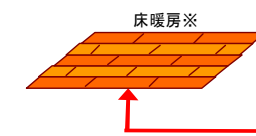
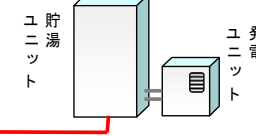

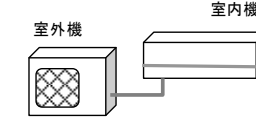
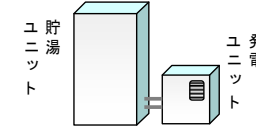

大分類: 空調+給湯

中分類: ガス・石油暖房

小分類: ガス・石油温水暖房

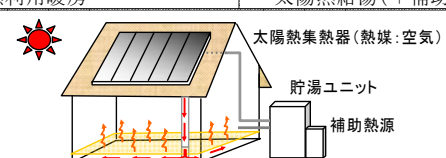
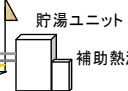
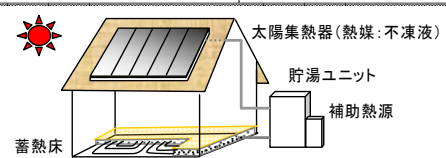
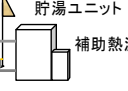
モデル区分	高効率省エネルギー機器			付加価値機器
	空調	給湯	発電	
A15	ガス・石油ボイラー+温水パネルヒーター 	ヒートポンプ式 貯湯ユニット 		<ul style="list-style-type: none"> 省エネ換気設備 照明 断熱強化仕様の断熱部材 (新築・増改築の場合に限る) ※)温水床暖房、もしくは温水パネル等の放熱器
	ガス・石油ボイラー+温水パネルヒーター 	潜熱回収型 ガス給湯器 		
	ヒートポンプ式エアコン(個別・マルチ)+温水床暖房(ヒートポンプ式) 	潜熱回収型 ガス給湯器 		
	温水床暖房 	潜熱回収型 ガス給湯器 		

小分類: その他

モデル区分	高効率省エネルギー機器			付加価値機器
	空調	給湯	発電	
A22	ヒートポンプ式エアコン(個別・マルチ)+温水床暖房 	ガスコージェネレーション 貯湯ユニット 	ガスコージェネレーション 発電ユニット 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ換気設備 照明 断熱強化仕様の断熱部材 (新築・増改築の場合に限る) ※)温水床暖房、もしくは温水パネル等の放熱器
	ヒートポンプ式エアコン(個別・マルチ)+温水床暖房 	ガスコージェネレーション 貯湯ユニット 	ガスコージェネレーション 発電ユニット 	
	ヒートポンプ式エアコン(個別・マルチ) 	ガスコージェネレーション 貯湯ユニット 	ガスコージェネレーション 発電ユニット 	

中分類: 太陽熱等利用暖房

小分類: 主に太陽熱を利用

モデル区分	高効率省エネルギー機器			付加価値機器
	空調	給湯	発電	
A27	太陽熱利用暖房 	太陽熱給湯(+補助熱源) 太陽熱集熱器(熱媒:空気) 貯湯ユニット 補助熱源 		<ul style="list-style-type: none"> 省エネ換気設備 照明 断熱強化仕様の断熱部材
	太陽熱利用暖房+蓄熱型床暖房 	太陽熱給湯(+補助熱源) 太陽熱集熱器(熱媒:不凍液) 貯湯ユニット 補助熱源 蓄熱床 		

(参考) システム区分ごとの高効率省エネルギー機器の組合せ例 (D区分)

- D1区分: 機器を含まない断熱リフォーム (システム提案の必要がないため、当システム集には掲載なし)
- D2区分: 断熱改修部位 (1 部位以上) + 空調
- D3区分: 断熱改修部位 (1 部位以上) + 空調+給湯
- D4区分: 断熱改修部位 (2 部位以上) + 機器 (空調以外) 等